

京都市土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年11月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第54号

京都市土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則の一部を改正する規則

京都市土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「。記名押印又は署名」を削り、同項第2号中「。立候補届にあつては、記名押印又は署名」を削る。

第6条の見出し中「の権限を証する書面」を「による投票」に改め、同条中「し、かつ、当該法人の代表者が記名押印又は署名を」を削り、同条に次の1項を加える。

2 令第29条第3項の規定により法人の指定する者が投票を行う場合は、当該者は、投票の際に、選挙管理者に対し市長が必要と認める書類を提示しなければならない。

附 則

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

(建設局都市整備部市街地整備課)